

## 「公海制度に関するソヴェトの学説と慣行についてのメモランダム」について

桑原輝路

国際連合総会の国際法委員会第2会期の議事録のなかに、事務局によつて準備されたものとして、「公海の制度に関するソヴェトの学説と慣行についてのメモランダム」が掲載されている（Memorandum on the Soviet Doctrine and Practice with respect to the Regime of the High Seas, 21 November 1950, A / CN, 4 / 38）。同メモランダムに引用されているソヴェト学者の著書の一部或はソヴェトの法令等は、すべて英訳されたものである。大分古いものなので、現在においては補わるべき多くのものがあると思うが、何分力にあまることなので、本稿においてはただこのメモランダムの内容の紹介をなしたにすぎず、それによつてソ連邦と公海制度の問題の幾何かを知ろうとしたものにすぎない。本流からはづれることを意識しながら、場合によつては、ロシヤ語で書かれていないものではあるが、二三の書物を参照して、若干の蛇足をつけ加えてはみた。

### 1

まづソ連邦は海洋自由の原則に対して如何なる態度をとつているだろうか。いうまでもなくソ連邦も、他の諸国と同様に海洋の自由を認めている。

メモランダムはソ連邦科学アカデミー法律研究所の「国際法」（1947年 236頁）より次の言葉を引用している。

「1. 公海の地位 海洋の水は航行、商業等のため、すべての国家の共同使用に服する。国際法学において、また諸国の慣行において、すべての人民によつて共同使用されている海の空間は“公海”とよばれる。沿岸国は、そ

の海岸に隣接する海の限定された地帯に対してのみ権能（管轄権）を設定することができる。」。

「ソ連邦における国際法と主権」の著者カルヴェ（Calvez, *Droit International et Souveraineté en U.R.S.S.*, 1953. 192—193頁）は、「ソヴェト国家は、国際法における公海自由の原則を認め、それに対するいかなる方面からの侵害に対しても、同原則を擁護する」というコジュニコフの言葉、*Kozevnikov, Sovietskoe Gosudarstvo i mezdunarodnoe pravo 1917—1947, Opyt istoriko-pravovovo issledovanija*, 1948. ソヴェト国家と国際法 1917—1947, 歴史的及び法的研究試論。p.209）を引用して、「ソヴェト人は公海自由の賛成者である」ことを述べている。

コジュニコフの言葉からもうかがわれるように、ソ連邦は単に公海自由の原則を認めるというだけではなく、それに対して特別な強い関心をもっているようである。そのことについて、メモランダムはヴィシュネポリスキー（*Vysnepolskij, Svoboda morej v epohu imperializma, Sov. Gos. Pravo*, 1949, No 1, . 帝国主義時代における海洋の自由, 「ソヴェト国家と法」1949年1号, p.13）の言葉をあげている。すなわち14の海と3つの大洋に海岸を洗われており、それらの間の間断なき交通にかかわりをもつ大海軍国としてのソ連邦にとって、海洋自由の概念の限界と内容の問題は、非常に大きな重要性をもっている。ソヴェト海軍は、世界の海路への自由な出口を確信していなければならない。更にソ連邦にとってばかりでなく、現在において海洋自由の問題が特に重要であるための、より一般的な理由がある。それは第一次及び第二次世界戦争の進行中において、また両大戦間の時代においてさえ、海洋自由の問題は、より一層複雑になつてきたのであるが、まさにそういつた時代に海洋に対する無制限な支配を奪取するための大資本主義海洋国の努力がおこつたということである。そしてそれは、法の力を海洋上における物質力のルールに従属せしめるための、海洋自由を駆逐するための、そして海洋上において激烈な経済戦を導くための努力であるという。而して海洋上における諸国の海賊行為は、まさに勇敢なる様相を呈してきたというわけである。こういう内容は、例へば国際法委員会第四会期の領海討議等におけるコジュニコフ委員の発言のなか

にもみられる共通なものであるが、このような海洋自由の危機に直面して、海洋自由の原則を認め、かつそれに重大な関心をもっているソヴェト国家は、「それに対するいかなる方面からの侵害に対しても同原則を擁護する」ということになるのだろう。

海洋自由の原則に対するソ連邦のこのような強い関心がそうさせるのだろうか、ガルヴェも指摘しているように（前掲192頁）、この原則の創設者は彼等ソヴェト人の祖先であるといわずにおれない。メモランダムは、次のようなコジエヴニコフ（前掲209頁）の言葉をあげている。

「公海自由の原則、すなわち個々の国家の権威にそれを従属させることの許されざることは、早くも16世紀にロシヤ外交によつてもたらされ、後に1609年フーゴー・グロチウスにより、その有名なる著作“自由海論”<sup>マーレ・リベルム</sup>において確証された。18世紀の初より、それは一般に承認され、今日では国際法の基本原則の一つである。公海は占領さるべきではない」。

メモランダムは、更に大西洋憲章とソ連邦の加入の問題にふれている。大西洋憲章は、その第七項において、次のように謳い、海洋自由の原則を強調した。

「第7 そのような平和は、一切の人をして妨碍を受けることなく公海を航行することを得しむべきである」。

1941年9月24日、ソ連邦は「大西洋憲章の諸原則への加入を表明する決議」に署名し、同憲章の「諸原則への加入と、その能力の最善を尽くして、この共通の諸原則に実効を与えるべく協力する意図」を明らかにした。ついで1942年1月1日、ワシントンで発せられた連合宣言に署名し、他の諸国政府とともに、「大西洋憲章として周知の共同宣言に具現された目的及び原則に関する共同の政綱に同意」している（角田順 国際連合の形成とローズヴェルトの“雄大な構想” 国際法外交雑誌 52巻6号 63頁参照）。かくして他の諸原則とともに、海洋自由についての原則をもソヴェト政府として承認しているのである。

メモランダムのその第1節「海洋の自由—一般原則」でふれているもう1つの問題は、アメリカの飛行機による航行自由の侵害に対するソヴェト政府の抗議についてである。すなわち1948年、ソ連邦は米国に対して一連の覚書を提出した。1948年1月30日のその最初の覚書は、日本近海を航行中のソヴェト船に

対するアメリカ飛行機の空中監視に対して抗議したものである。メモランダムは、その覚書の内容を伝へた1948年2月2日のプラウダの記事を引用している。

「同覚書は、アメリカ飛行機の前述の行為を伝達し、通商航行の自由に対する前述の侵害についてアメリカ政府の注意を喚起した。ソ連邦外務大臣はアメリカ政府が責任あるアメリカ官憲に対し、将来においてかかる侵害を許さざる旨の必要な訓令を与えるだろうことを期待する、と同覚書のなかに述べられている」。

同様なことは昨年（1947年）の第9回国連総会でも問題になつたようだ。「支那海における航行自由の侵犯」が議題の一つにあげられている。問題は共産圏国家に属する3隻の船が、国府海軍に拿捕され、台湾へ連行されたことにある。議題提案者であるソヴェト代表は、強く航行の自由を主張し、その侵犯に対して烈しく非難した。公海における航行自由の原則を尊重する旨のシリヤの妥協案が出されたが、問題は結局国際法委員会へ送られたようである。

## 2

メモランダムの第2節は「限定された公海」と題されている。海洋自由の原則に対するソヴェトの学説と慣行の基本的態度は前述の如くであるとしても、いわれる如く「14の海と3つの大洋」に海岸を洗われているソ連邦としては、そこに当然いくつかの問題のある海をもつことになる。メモランダムは、カスピ海、アラル海と白海、アゾフ海、リガ湾、黒海、それに北極洋、南極洋をとりあげている。北極洋、南極洋はあとにまわし、まづ最初のいくつかの海についてみてみよう。

カスピ海、アラル海は、全く陸地にとりまかれた、いわば地理的に外海から「閉鎖」された海である。それに反して白海、アゾフ海、リガ湾、黒海は、1つの海峡或は水路によつて外海と通じ、いわば地理的に「開放」された海である。問題は、しかし、これらの地理的に開放された海をも、法的には閉鎖された海として、すなわち公海自由の原則の適用の排除される海として取扱われる場合があり、ここにあげた白海もアゾフ海もリガ湾も黒海もすべて、ソ連邦によつて、そのように主張されているということにある。

それぞれの海についてのメモランダムの数述を紹介する前に、蛇足的ながらヂデルの見解について述べてみる。

ヂデル (Gidel, *Le Droit International Public de La Mer*, t. I, *Introduction, La Haute Mer*, 1932, p. 39—42) は海の国際法或は国際法上の“海”について、次のように述べている。海法とは、海域 (*milieu marin*) とその可能な種々なる利用について規制するところの法であるから、海法の適用の範囲は、この海域と結びついている。そこでまづ海域についての定義を確定し、その限界を決定することが必要である。地理学者にとつては、水のなかに含まれている塩分が海水の最も著しい性質となつてはいるけれども、法学者にとつては、そのような物理的な規準のみにたよることはできない。例えば、死海、カスピ海、グレイト・ソルト湖は、その水の性質にかかわらず海法によつて規制される空間とは考えられない。海の国際法によつて規制される空間であるためには、その空間が他のすべての空間(海)と世界的なひろがりにおいて、互に、自由に、かつ自然的に相通じていなければならない。従つてカスピ海とよばれる塩水の空間は、その岸がいくつかの政治的支配に分割されているために、国際関係の対象とはなりうるとしても、しかしそれだからといつてすぐに、海の国際法の規則によつて規制されるものではない。なぜならば、カスピ海は他の大洋と相通じていないからである。塩水のいろいろの空間が、海の国際法によつて規制されるところの海の部分を形成しているとみなされるためには、それら塩水の空間相互の交通が、自由な、かつ自然的な交通 (*communication libre et naturelle*) でなければならない。而して、この「自由な、かつ自然的な」という言葉の意味は、正確でなければならない。すなわち大洋であるとか、或はすべての国の自由な航行に異論なく開かれているような海面と、他方内陸に深くつつみこまれているような水面とが、1つの河川によつて通じていたとしても、そのような交通をもつて、「自由な、かつ自然的な」ということはできないだろう。そこでセント・ローレント河は北米の五大湖と大西洋を結び、ロシヤのネヴァ河はラドガ湖にフィンランド湾への流水口をあたえているとしても、五大湖もラドガ湖もともに国際法上の海とはみなされ得ない。これらの水面を国際法が海として取扱い得ない理由は、水路学的にいつてそれらの

水面が、いわゆる海表面と異なるからである。すなわち、それらの水面の高さと、それらの水面が通じているところの海表面の高さとの間に著しい差異があるからである。そこで海の国際法の適用をうける水面が内陸に包蔵されている場合には、その水面は一般的な水路学的状況によつて他の海の海面と区別されないような状態において相通じていなければならない。このヂデルの定義の基礎となつているのは、“海”についてのリヴィエの定義である。ヂデルは、リヴィエの次の言葉を引用する。一般的にいう場合の「海洋」とか或は「大洋」は、「連続し結合している単一の塊であつて、われわれが何々海とそれぞれ固有の名前で区別しながらよんでいるそのすべての部分は、みな相通じているのである」(Rivier, *Principes du Droit des Gens*, I, 1896, p. 234)。このリヴィエの定義は、海の連続性ということを一にしているのであるが、たゞこの連続性ということに関し、それに正確な意味をあたえることによつて、この定義を完全なものにする必要がある、とヂデルはいう。すなわち海の連続性は、海洋のいろいろな部分の静的状態の同一性、つまりそれぞれの水位が同一水準にあるということによつて特性づけられねばならないというのである。而してそのような、それぞれ固有の名前でよばれる「海洋」或は「大洋」のいろいろな部分に対して、海の国際法が、自動的に (d'office) に適用されるのである、とヂデルは述べている。

ヂデルは、この国際法上の海を、1930年の第一回国際法典編纂会議における成果に基づいて、公海 (haute mer), 接続水域 (zone contiguë), 領海 (mer territoriale), 内水 (eaux intérieures) の4つに分類している。カスピ海, 死海, ラドカ湖等は、内水の中にも含まれない。それらはあくまでも海の国際法の適用外にある水域である。ヂデルは、そういう海を内海 (mer intérieure) というまぎらわしい言葉をさけて、「包蔵されている海」 (mers resserrées) とよんでいる。もつとも、ヂデルも前述の如く、「……海の国際法が自動的に適用されるのは……」といつているように、上のような mers resserrées においても、沿岸国が複数の場合には、自動的にではなくとも、一般国際法上の海洋自由の原則が採用されることはある (例えば、カスピ海に関するソ連邦とイランとの、1921年及び1935年の条約)。ヂデルは前記の公海, 内水, 領海, 接

続水域の4部を研究したのち、つづく諸篇で「特殊な若干の海」を研究するといひ、そのなかに上記の *mers resserrées* と海峡と航海運河とをあげている。しかし先の4部の研究は3巻に収められて出たが、続篇は出なかつたようである。

メモランダムにもどつて、その第2節は、まづ「何々海とよばれる若干のものは、海洋自由の原則から除かれている」と述べ、原則として、どのような海が除かれるかについて、前記のソ連邦科学アカデミー法律研究所の「国際法」(237—238頁)から次の言葉を引用している。

「6. “閉鎖海” 公海自由の原則は、航洋船によつて大洋から到達せられ得ないところの閉鎖された海域には適用されない(例えば、カスピ海、アラル海、死海)。これらの海は、その岸が1つの国家に属しているか、或は2つの国家に属しているかによつて、内海(*national waters*)或は国境海(*frontier waters*)の制度に服するところの大きな湖である」。

例示されたような海が、海洋自由の原則の適用外におかれたとしても異論はないであろう。これらの水域は、ヂデルのいう *mers resserrées* であつて、ド・キュシイ (*de Cussy, Phases et causes célèbres du droit maritime des nations, 1856, t. I., p.91*) の「国際海法 (*droit maritime des nations*) とは何のかかわりもない」水域であり、少くとも「海の国際法規に直ちに (*de plano*) は服さない」(ヂデル 前掲 2巻 10頁) 水域である。閉鎖海という言葉がつかわれているが、この言葉は、こゝでいうように、地理的に「閉鎖」されている海に対してのみつかわれるのではない。例えば、デュピュイ (*Dupuis, Liberté des voies de communication. Relations internationales, Recueil de Cours de l'Académie de Droit international de La Haye, 1924, I. p.171*) が、「閉鎖海とは、その全海岸が同じ国に属しており、中位の入口 (*médiocre ouverture*) の1つの海峡によつてのみ、数ヶ国の海岸を洗つている他の海と通じているところの海である、例えばアゾフ海のように。」といつていように、地理的に「開放」されている海に対してもつかわれる。要するに、法的に閉鎖されているという意味での閉鎖海には、地理的に閉鎖されているものと、そうでないものがある。前者のみを閉鎖海とよぶもの(大沢博士, シ

ベール); 後者を閉鎖海とよぶもの(立博士, デュピュイ), 閉鎖海には両者がありとするもの(ペレルス, ブリイ等)がある。シベール (Sibert, *Traité de Droit International Public*, t. I, 1951, p.739) は、内海を「閉鎖された内海」(*mers intérieures fermées*) と「閉鎖されざる内海」(*mers intérieures non fermées*) との2つのカテゴリーに分けている(彼は前者を閉鎖海 *mers fermées*, *land-locked seas* とよぶといつている。而して彼によれば後者は自由海である)。また入江教授(入江啓四郎 国際公法 127頁) は、「封鎖内海と開放内海に分類している。ブリイ (Bry, *Précis élémentaire de droit international public*, 1901. p.176—177) は、内海と閉鎖海を等置している。従つて広義に解するならば、閉鎖海すなわち内海である。しかしながら、このように人により異なる意義を附与する閉鎖海とか内海とかいう語をさけて、少くとも地理的意味でいう閉鎖海、或は狭義の内海に対して、デデルのように *mers resserrées* という新しい名称をあたへて取扱うこともまた意義があるというべきである。

メモランダムは、先の引用にひきつづいて、カスピ海について更に次のようにその引用をつづけている。

「ソ連邦とイランの条約及び慣行におけるカスピ海は、ソヴェトとイランの海とみなされ、そこにおける航行はイラン及びソヴェト船にのみ許される。両国の商船は、港及び錨地の外にいるときには旗国法に従う、しかしこのことは特別区域における管理権を排除しない」。

カスピ海の制度は、1935年8月27日、テヘランにおいて調印されたソ連邦・イラン間居住通商航海条約によつて確立された。メモランダムは、同条約の該当条項を引用している。

「第14条 両締約国は、ロシヤ社会主義連邦ソヴェト共和国とペルシヤとの間の1921年2月26日の条約により宣言せられた諸原則に従つて、全カスピ海においては、ソヴェト社会主義共和国連邦及びイランに所属する船、ならびにソヴェト社会主義共和国連邦の旗の下において或はイランの旗の下において航行する 両締約国それぞれの国民及び通商運輸団体のみ存在することが許されるということについて同意する。両締約国はまた両国の国民たる人



のみが、両国の船の乗組員として勤務しうるということに同意する」。

カスピ海は、*mers resserrées* であり、海の国際法の適用外の水域であるが、その岸が複数国によつてとりまかされている。こういう場合に採用さるべき原則として、シベール（前掲 739頁）は「それらの海（閉鎖内海）が、数国の領土に囲まれているとき、海洋自由の原則は、それぞれの沿岸国のために、あらゆる合法的な使用（航行、漁業等）に対してその海を利用する平等な権利を認めさせるべきである」と述べている。そしてカスピ海に関し、「政治的オポルチュニズムの抜目のないセンスは、ソ連邦をして、つい最近そのペルシヤとの関係においてこの見方を採用するに至らせた」と云ひ、1921年及び1935年の条約について述べている。

メモランダムはつづいて北極洋、南極洋について述べているが、順序を変更して、次に白海、アゾフ海、リガ湾及び黒海についてみてみよう。これらの海は、いうまでもなく *mers resserrées* ではない。リヴィエのいう「連続海」（*mer continue*）の部分であつて、従つて国際法上の海である。しかしそれらは広義の閉鎖海或は内海であり、少くともそう主張される海である。若干の問題がある。

メモランダムは、まづ次のようにいう。

「ソ連邦は、その内水（*internal waters*）として、従つて公海に関する規則からは除かれるものとして、3つの海（白海、アゾフ海、リガ湾）を、その公海（*open water*）への狭い水路とともに要求する」。

そしてソ連邦科学アカデミー法律研究所「国際法」から次の引用をしている。

「白海は、原始時代からの慣行によつて、ソ連邦の内海であるとわれわれによりみなされている。この海の水域—カーニン岬からスヴィヤトイ・ノス岬へひかれた線以南—はソ連邦の内水である。そのためソヴェトの法律は、国際条約或は譲与的約定によつて定められた場合を除いては、この海における外国人の漁業を禁止する。この禁止は、まづ最初に「北氷洋における漁業に関して」とよばれている1921年5月24日付の人民委員会議の布告によつて定められた。ソヴェト政府のその後の布告により、その禁止は再度確認され、漁業の規制に関する1935年9月25日付の人民委員会議の布告により現在も有

效である。アゾフ海もまたソ連邦の内水であり、リガ湾も同様にみられねばならない。入口の狭い水路についても、ノイシュタットの講和における古い権利や、また学説もすべてそのような決定を弁護している」。

例によつて、これらの海についてメモランダム外から説明を求めると、まづアゾフ海については、シュテルクが、アゾフ海は公海の部分であつたと述べているようであるが (Oppenheim-Lauterpacht, *International Law*, 7th ed., Vol. I., p. 539)、そのほかは、例えばリヴィエ (前掲 235頁) は、黒海を自由海のなかにかぞえているが、黒海の末端部分であり、ロシア領土にかこまれており、ケルチ海峡によつてのみ接近することができ、ロシアが随意に閉鎖するところのアゾフ海を自由海としてかぞえていない。パシュカーニス (パシュカーニス・山之内訳 「ソヴェト国際法概論」 270—271頁) は、「一国家の領土をもつて取囲まれ湾口が十海里を越えない大なる湾も亦、広い意味での内海と考えられている」といひ、その例としてアゾフ海をあげている。またコロンボス (Colombos, *The International Law of the Sea*, third revised edition, 1954, p. 143) も、1つの海峡或は1つの河川によつて公海と通じている内海は、その全海岸及びそれに通ずる海峡を所有している国家の主権下にあるとして、その例にアゾフ海をあげている。しかし、こういう場合における最もよい原則としては、ソ連邦が国際航行に対し、平時において、それを完全に閉鎖する権利をもたないようになることだと述べている (同様な規則が、次に述べる白海に対しても適用さるべきだといつている)。更にシベール (前掲 740頁) は、そのような内海、すなわち同一国家によつてとりかこまれ、かつその通路の海峡の両岸も同じ国家によつて所有されているような内海も、一定の条件のもとに自由であるべきだとの意見を表明しているが、しかし現在においては、アゾフ海もリガ湾もソ連邦によつて自由海とはみなされていないことを認めている。

次に白海について。白海は、幅35マイルのコリドールによつて北極洋と通じている海である。ソ連邦は、この海を人の記憶にない太古からの慣行により、ソ連邦の内水とみなし、1921年及び1935年の人民委員会議の布告によつて、外国人の漁業を禁止している (シベール 前掲 740頁)。しかし白海については、

イギリスとのあらそいがある。イギリス政府は、ロシアがこの海を閉鎖された海として取扱う権利に対して、昔から何度も抗議してきた(コロンボス 前掲 144頁)。コロンボス(前掲 114頁)は次のようにいつている。「1921年のソヴェトの布告は、領海として12マイル限界を主張した。しかしながらイギリスは3マイル・ベルトの外側にあるイギリス船への干渉に対して強硬な抗議を行った。これらの抗議の結果として、暫定協定が1930年5月22日、イギリスとソ連邦との間に締結された。同協定は、イギリスのトロール船に対し、ソ連邦の白海海岸から3マイルのところまで漁業する権利をあたえた」。この条約は、1953年に更新されている)。もつとも、それに対してパシュカーニス(前掲 271頁)は、「1930年5月22日、イギリスとの間に締結された漁業臨時条約が、北緯60・10度以北の白海海口方面における漁撈権を英国人に附与していることは、白海を内海とみる我国の見解を完全に裏書きするものである」と述べている。

メモランダムは、次に今迄しばしば出てきた1921年5月24日の布告と、1935年9月25日の布告の内容を紹介している。前者は「北氷洋および白海における魚類及び動物資源の保護に関し」、それら諸資源の排他的利用に対するロシア社会主義連邦ソヴェト共和国の権利の及ぶ水域を、白海、チェスカヤ湾及び「フィンランドの国境からノヴァヤ・ゼムリヤの北端に至る海岸を洗う北氷洋」(低汐線から幅12マイルの水域と規定)について規定しており、それらの水域において、漁業及び獣猟業を営む権利は、ロシア人民にのみ属する旨を規定している。また後者すなわち1935年9月25日の布告は、「漁業の規制及び漁業資源の保護に関し」、「秩序を確立し、かつ漁業を増進するために、また漁業資源の保護をさかんにし、かつ漁業資源の増殖をはかるため」の、ソヴェト社会主義共和国連邦人民委員会議の布告であつて、まづ「魚類、水棲哺乳動物、ザリガニ及び他の水棲動物ならびに産物を捕獲するために利用されるすべての水域」を「漁業水域」(fishing basins)とよび、この水域は「河川及び湖」と「海」に分けられる。そしてその「海」の中には、ソ連邦の内海と12マイルの沿岸海も入っている。而して、それら全漁業水域においては、ソ連邦によつて締結された条約においてその規定がなされた場合及びソヴェト政府によつて許可が与えら

た場合を除いては漁業及び他の海事産業に従事することを、外国民及び外国法人に対して禁止している。なお同布告は、その「附録第1」にこれらの漁業水域の表をのせている。メモランダムは、それら漁業水域のうち、アゾフ海、黒海、フィンランド湾、北氷洋、白海、オビ河口、ベーリング海、オホーツク海、日本海・ダツタン地方の諸海峡及び太平洋の他の水域、アムール河口について、そこにおける「漁業水域の範囲及び境界」を示している。

次に黒海に関しては、メモランダムはコジュヴニコフ（前掲 210—211頁）の次の言葉を引用している。

「閉鎖海は公海から区別されねばならない。閉鎖海のなかに、例えば黒海がおかれるべきである。黒海においては、その法的制度の設定は当然ひとり沿岸諸国にのみ属すべきである。閉鎖海としての黒海の承認は、その反映を18世紀末におけるロシヤ・トルコ条約に、また1805年のロシヤ・トルコ条約（第7条）のような諸条約に見出している」。

しかしながら、今日では一般に、黒海は公海であるとみられている（立、田岡、オツペンハイム、シベール等）。コロンボス（前掲 144頁）は、黒海に関し歴史的な敘述を行つた後に、「その地位は、今日では1936年のモントルー条約によつて規定されており、同条約は、黒海は公海（open sea）であると宣言している」と述べている。チルコヴイツチ（Tchirkovitch, *La question de la révision de la Convention de Montreux. Extrait de la Revue Générale de Droit International Public, Avril-Juin 1952—N°2, p.26—27*）は、黒海の法的性質の問題にふれ、「黒海は、ソヴェトの議論がそれを証明しようと努力する如く、閉鎖海であるか、それともトルコがそれを主張する如く開放海（mer ouverte）であるか」と設問し、諸学説や地勢等について述べた後、次のようにいつている。「従つて、学説もまた近代実定国際法もともに、黒海を自由海とみなしている」。

閉鎖海或は内海とよばれ、またはその制度に服すべきだと主張される以上の諸海域のうち、白海と黒海については問題がある。ソヴェトの学説は閉鎖海を主張し、実行の面では譲歩を余儀なくされている。

次に、メモランダムのふれている北極洋と南極洋についてみてみよう。

まづ北極洋について、メモランダムは、「北極洋はソヴェトの文献のなかにおいて、特別に格付けされており、おそらくはソ連邦によつて“公海”とみなされていない」と述べ、セクター主義に基づく領土宣言、すなわち1926年4月15日の布告と、同主義を展開して有名なラフチンの所説とを紹介している。

1926年4月15日の布告のなかに述べられた領土宣言は次の如きものである。

「203条 ソヴェト社会主義共和国連邦の領土として北氷洋にある土地及び島の宣言に関し、

ソヴェト社会主義共和国連邦中央執行委員会常任幹部会は布告する：

本布告公布のとき、外国の領土としてソヴェト社会主義共和国連邦の政府によつて認められておらず、かつケクルスキ岬における三角点を経て、ヴィダ湾の東側にそつてひかれる東経33度4分35秒の子午線と、ベーリング海峡にあるディオメード群島のラトラノフ島とクルーゼンステルン島との間の海峡の中央線にそつてひかれる西経168度49分36秒の子午線との間において、ソヴェト社会主義共和国連邦の北海岸より北極に至るまでの北氷洋にあるところの、すでに発見せられ、または将来発見せらるべきすべての土地及び島は、ソヴェト社会主義共和国連邦の領土として宣言される」。

1928年に、ロシア語の「北極地方の主権」と題する著書を公にしたラフチンは、1930年アメリカ国際法雑誌に「北極地方に対する権利」と題する論文(Lakhtine, Rights over the Arctic. American Journal of International Law, Vol. 24 (1930), p.703—717) を寄稿した。メモランダムは、その一部を引用している。彼は1926年の布告に基づいて、セクター内にある土地及び島は、先占されているとしないとかかわらず、またすでに発見されているとしないとかかわらず、すべてそのセクター国に所属すると主張する。それだけではなく、「多少不動的な氷層」に対しても、極地領土と等しい法的地位を享有すべきであり、極地国家は、彼等の索引セクター (sectors of attraction) 区域内において、それら「多少不動的な氷層」に対して主権を要求するといっている。更に進んで、索引セクター区域内の北氷洋、公海も、それぞれの極地国家の主権の下におかるべきだとする。そして沿岸国は、狩猟及び漁業を規制し、管理し、時には禁止さへする権利をももつべきであるという。しかしなが

ら諸外国に対し、すべての軍艦の無害通航は認むべきだという。つまり北極地方の公海の法的地位は、領海のそれと殆んど同様であると主張している。

しかしながら、メモランダムは、「ラフチンの提案はソヴェト政府のいかなる宣言の中にも組入れられなかつた」と述べている。

次のことをつけ加えておこう。ルソーは、最近のテキスト・ブック(Rousseau, *Droit International Public*, 1953, p.415) のなかで、「海洋自由の原則、歴史的進化」と題された項の終りの方で、グロチウス、セルデンに関して述べたのち、「古い排他主義的観念の現代における再現」がみられるとして、モスコウの科学アカデミー公法セクションの1952年8月の発表なるものをあげている。その発表というのは、「カラ海、ラプチュフ海、東シベリヤ海及びチュクチ海の4つの北の海を、それに対してソ連邦が“絶対的主権”を有するであろうところの内海(*mers nationales*)として要求している通達の発表である」。しかし、バレンツ海及びベーリング海は自由海となつている。

次に南極洋については、メモランダムは「南極洋の水域を(北極洋に対する如く)“領海”と同一視することは、ソヴェト著者或はソヴェト政府によつてなされなかつた」と述べている。メモランダムはつづいて発見による領土要求に関して二三の引用をし、南極地方においてはセクター主義もいささか勝手がちがうことなどを述べたのち、「南極洋の地位の問題は、ソヴェトの宣言の現在の状態においては、未定のまま残されているようである」といつている。

南極洋及び北極洋について一般の意見を求めれば、例えばシベール(前掲853—856頁)は、南極地方及び北極地方を地理学的に「既知の諸大陸の土地と殆んど区別されない陸地」と、「世界の他の部分の海と著しく異つてはいないところの水域」との2つに分け、前者は専有可能な大陸領土、無主物を構成するといひ、ここで問題としている後者は、「それらが数カ月間、氷におおわれるとはいへ、海洋自由の原則が適用されるところの海に属する：何故ならそれらが結氷するために占有取得の対象となるわけだが、その占有取得も一時的であり、暫時的である以外には決してありえないからである」といつている。そして極地方の法的性質についての2つの説をあげている。第1は、いま述べたようなものであり、第2は、セクター主義に基づくものである。1925年6月10日

のカナダの宣言及び前記の1926年4月15日のソ連邦の宣言については、「そのような一方的宣言は、第三国に対して無価値であることはいうまでもない」と述べている。またコロンボス（前掲 96—97頁）は、「氷海における領水の限界」の項で、次のようなことを述べている。海が氷結している場合に、沿岸国の主権は、領海の通常の限界を考慮することなく、海岸から続いている氷塊の限界線まで及ぶかどうかということについて、屢々問題がおきたが、もしこれに完全に肯定をあたえてしまうと、氷塊は無限の広さを呈するかもしれないので、諸国に対し、特に極地域において、法外な沿海をあたえるということになる。多くの場合一時的であるにすぎないこのような自然現象が、どうして公海の法的な地位に変化をひきおこすことができるのだろうかということ、合理的に理解することは出来ない。もしも沿岸国の権利が領海の限界内にある氷塊の管理にまで及びられているとすれば、例えば沿岸国の主権下にある部分と残りの氷結した表面との間の交通を禁止することによつて、沿岸国の安全は十分に守られるだろう。沿岸が万年氷によつて縁どられているような場合といへども困難はない。1911年ロシアによつて提出された、領水は“海岸を縁どる永久的な氷の先端から”はからるべきであるという学説は、沿岸海（marginal belt）の限界を著しい広さに広げることになるだろうという理由で承知しにくい。そこでコロンボスはいう。「領水は、それが液体であろうと固体であろうと、3マイル限界の同じ制度に従うべきである」。1926年のソヴェトの布告に関連して、次のように述べている。「“セクター主義”は、“人為的に閉鎖海をつくり出すための企てであり、従つて公海の自由なる使用に対するすべての国民の権利を侵害するものである”という理由で、1929年合衆国政府により否認された」。

特に北極洋において、その経済的利用の側面のみを考慮しても、近年みられるその価値の著しい上昇は、自認する如く基本的態度において海洋自由の熱烈な信奉者・擁護者たるソ連邦をして、今後いかなる態度をとらせるであろうか。

メモランダムは、第2節の終りに、大陸棚、領海、海峡について簡単にふれている。これらについては、メモランダムの紹介のみに止めよう。

まづ大陸棚については、「ソヴェト政府は“大陸棚”理論にもとづいて如何

なる要求もしていないし、またそのような基礎に立つ他国の諸要求に対しても、何の応答もしていない」と述べている（メモランダムを書かれた後において、ソヴェト学者によつて大陸棚の論ぜられたものがいくつもあるようだが、今、カレツキーの「“公海”分割における新現象—大陸棚に関する問題—」，ソヴェト国家と法 1950年 8号 54—61頁，（内田久司訳 国際漁業資料 11号 27—37頁）を参照しうるにすぎない。またソヴェト政府としての公式の態度の表明は、今迄になされていないと思う）。

次に領海については、メモランダムは、「領海に関するソヴェトの立場の一般的声明は次のようである」として、ソ連邦科学アカデミー法律研究所「国際法」（254—255頁）から次の引用をしている。

「1. 領海のご概念及び制度 領海は国家の海岸に沿う特定の幅の海帯であり、その国家の主権に服する、しかし商業的航行のため、この主権の制限をとまなう。

.....

領海内に対し、国家はその一般法規及び特別にこれら水域に関する法律ならびに規則を適用する権利をもつ。しかしながら、国家は、その領海を通航する外国船の内部秩序に干渉すべきではないし、またこれらの外国船に対して、いわゆる“平和的通航”（無害通航）を禁止することはできない」。

幅員については、さきにあげた1921年5月24日及び1935年9月25日の2つの布告は、領海の限界として、特別に内水とよんでいないすべての場合においては、低汐線から12マイルの海帯を要求していることを示している。しかしコジェヴニコフは国際法委員会で、ロシアは既に1909年に12カイリ限界をとつていと述べている。

最後に海峡については、メモランダムは、「ソ連邦は、若干の海峡は国際的管理のもとにおかるべきであるという立場をとつている」と述べ、コジェヴニコフ（前掲 210頁）の次の言葉を引用している。

「黒海に通ずる海峡の問題と関連して、ソヴェト政府は次のような考えを強調した。世界水路すなわち若干の限られた国家に対してではなく、公海に対して通路をあたえるところの水路に関しては、最大利害関係諸国の参加の



もとに、国際管理を樹立することが必要である、しかし現在に至るまでこれはまだ実現されていない」。

### 3

メモランダム第3節は、「公海における諸権利」となっており、これに関連する学説及びソ連邦の加盟した諸条約をあげている。その内容を簡単に紹介する。

まづ公海における権利について、ソ連邦科学アカデミー法律研究所「国際法」(238頁)から次の引用をしている。

「7. 公海における航行及び産業の自由 公海における航行、漁業、狩猟業及びその他の海事産業、ならびに電線の敷設は、すべての国の船及び人民にとって自由である。この原則は、1921年のバルセロナ宣言によつて確認された。同宣言は、海岸を有していないいづれの国も、その船がその国の領土内において或一定の地に登録せられ、かつ船籍を有しているという条件下で、その国旗の下に海を航行する権利をもつということをきめた。スイスはそのような船をもっている」。

更にくわしいものとして、コジェヴニコフ(前掲 209頁)からの引用をあげている。

「……この空間への接近の原則の最大の重要性は、航行の自由、産業としての漁業の自由、海底電線敷設の自由、海底(depths of the sea)使用の自由及び飛行機による上空の自由航空の自由に対するすべての国の権利のなかに見出すことができる」。

次にソ連邦がその当事国であるところの「公海における航行の安全を促進するために企てられた幾つかの多数国間条約」をあげている。

国際載貨吃水線条約	1930年7月5日
無人燈台船に関する協定	1930年10月23日
海上における生命安全のための条約	1929年5月31日
海上信号に関する協定	1930年10月23日
船舶衝突に関する法規の統一のための条約	1910年9月23日

## 海難における救援救助に関する法規の統一のための条約

1910年9月23日

ソ連邦はまた、公海における漁業及び捕鯨の自由の規制を必要なものとして認めており、それに関する次のような多数国間条約の当事国である。

オットセイの保存及び保護のための条約 1911年7月7日

捕鯨業取締条約 1946年12月2日

漁業に關する二国間条約として、1930年5月22日のイギリスとの間の臨時漁業協定と日ソ漁業条約とをあげ、若干の条文を引用と説明を与えている。

次にメモランダムは、「公海における航行の自由の一般的例外は、他の諸国同様、ソ連邦によつて認められている」と述べ、海賊と継続追跡権についてふれている。

ソ連邦は、1937年9月のニヨン協定の当事国である。

継続追跡権については、ソヴェト政府のいくつかの法令によつて確立されているとして、1927年6月15日の「ソ連邦の国境の防護に関する法規」第27条を例示している。また条約のなかにおいて継続追跡権が確認されている例として、1925年8月19日にヘルシングフォルス（ヘルシンキ）において調印された「酒類密貿易禁止条約」の第9条を引用している。同条によれば追跡は、いわゆる接続水域から開始することができることになっている。

継続追跡権を述べた学説としては、例によつてソ連邦科学アカデミー法律研究所「国際法」(240頁)からの引用をあげている。

「13. 追跡権 領海内において、沿岸国の法規に違反した商船に対する追跡は、その追跡が中絶されないかぎり、領海の限界を越えてまでも、すなわち公海においても、継続することができる。追跡された船が自国の港に入るか、或は外国の港に入つたならば、その追跡は終止さるべきである。追跡は軍艦、国境巡邏船、税関船及び同種の船によつてのみ行うことが出来る。追跡拿捕された船は、その領海内において違反が行われたところの国に引致抑留されても差支えない。抑留に關し調書は作成され、抑留船の旗国へ外交的チャネルを通して通達される。反抗したり、停船を拒絶したり、抑留に服することや抑留せんとする船に従うことを拒絶するような場合には、追跡さ

れた船は沈められても差支えない。……………」

上記引用においても、また前述の「国境防護に関する法規」第27条においても、外国船に対する継続追跡権の消滅点は「港」になつている。

ソ連邦はまた、「条約により不法であると宣言されている活動に従事している船の、海上における臨検、搜索及び拿捕を許している2つの国際条約」の当事国である。その1つは1884年3月14日の海底電線保護に関する条約であり、ソ連邦は1926年2月2日に加入している。同条約は、締約国に対し、電線を危険におちいらすところの行為を、「故意」に或は「疎虞懈怠」により犯している船を停止させる権利を与えている。その第2は1911年7月7日のオットセイの保存及び保護のための条約であり、同じく1926年2月22日に加入している。（本条約は1941年10月23日失効）。

メモランダムは、この節の最後に「奴隷条約」についていつている。「ソ連邦は、奴隷に関する1926年9月25日の条約に加入していない、しかしその原則は認めている」。そしてソ連邦科学アカデミー法律研究所「国際法」（433頁）から次の引用をしている。

「ソ連邦は、奴隷に関する条約—それはこの恥づべき制度の存続を実際には認めている—に参加しない。しかし奴隷売買に従事しているか、或はその意志に逆つて人間を輸送しているところのいかなる船をも、公海において拿捕抑留する権利は海軍服務規則 (Naval Code of Service) において与えられている」。

以上が第3節の内容である。

#### 4

メモランダムの最後の節は、「要約」となつており、公海制度に対するソ連邦の立場を端適に表明しているヴィシュネポリスキーの言葉と、公海の制度に関する1927年の<sup>アンステイテユ</sup>国際法学会の決議に対する、同じくヴィシュネポリスキーの批判とを掲げている。

まづ「公海の制度に対するソ連邦の立場の手短かな敘述」とは、次の如きものである（ヴィシュネポリスキー 前掲 25頁）。

「“海洋自由”についてのソヴェト的概念は、帝国主義者どもがそのために努力しつつあるような、海に対する武力的支配 (military control) を拒ける、そしてそのような世界的支配 (world domination) を押えるための武器を、この原則のなかに見出しているのである。かかるソヴェト的概念は、民主的及び平和的起源に由来するものであり、いかに小国であろうとも、すべての海国の主権及び安全利益を尊重するということから生ずるものである」。

1927年、<sup>アンステイテユ</sup>国際法学会はローザンヌにおいて、公海の法的制度に関し、デュピュイの修正案を採用し、次のように宣言した。すなわち「海洋自由の原則は、特に次の諸結果を許容する：(1)公海における航行の自由、反対の条約のない場合に船の掲げる旗の国家の排他的管理のもとにおいて；(2)公海における漁業の自由、同一の条件のもとにおいて；(3)公海における海底電線敷設の自由；(4)公海上空の航空の自由」(デテル 前掲 1巻 224頁)。この国際法学会の決議に対して、ヴィシュネポリスキー (前掲 16頁) は次のように述べている。

「これらの提案の極端な貧困さ及び全くの不完全さは著しいものである。すなわち公海は定義されておらないし、領海内における外国船の通航の自由については何もいわれていないし、またそれらが実施される時が平時であるのか戦時であるのかが示されていない。最も重要な第1の項目、すなわち公海においては船はその船の登録国の法律にのみ従うということは、現在、フランス汽船ロチュス号事件における国際裁判所の判決と相反する」。

第4節は以上の如く述べられており、これでメモランダムは終つている。

以上がこのメモランダムの大体の内容であり、知り得た若干のことがらである。